

## 議第67号

京都市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

京都市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市介護保険条例の一部を改正する条例

京都市介護保険条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「35,640円」を「29,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、令第39条第1項第2号に掲げる者の平成31年度の保険料率は、43,956円とする。

4 第1項の規定にかかわらず、令第39条第1項第3号に掲げる者の平成31年度の保険料率は、57,420円とする。

第6条第3項中「第22条の2第7項」を「第22条の2の2第7項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項から第4項までの規定による保険料の額の通知その他保険料を徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、平成31年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

第1号被保険者の一部の者について、平成31年度の保険料率を引き下げる等の必要があるので提案する。